官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○公認心理師法施行規則の一部を改正する省令（文部科学・厚生労働二）　二
〔規　則〕
○公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（公正取引委五）　二
〔法規的告示〕
○輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する件（経済産業七八）　三
〔その他告示〕
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産七一二）　三
○農薬を登録した件（同七一三）　七
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項の規定に基づき、特定社会基盤事業者を指定する件（経済産業七九）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通三七四）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一一四～一二一）　八
〔国会事項〕
法務省　最高裁判所　一〇
〔皇室事項〕
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　一二
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（同）　一二
登録講習機関を登録した件（国土交通省）　一二
国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土交通省）　一二
国土調査の実施に関する公示（国土地理院）　一三
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配二二）　一三
〔官庁報告〕
官庁事項
諸事項
〔公　告〕
官庁
財団、特定保険募集人の所在の確知等、建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生、所有者不明関係　一三
会社その他　一三〇

省　令

○文部科学省厚生労働省令第二号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、公認心理師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月十四日

文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿

公認心理師法施行規則の一部を改正する省令

公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第二中「[illegible]」を「[illegible]」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

規　則

○公正取引委員会規則第五号

公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年五月十四日

公正取引委員会委員長　古谷　一之

公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

（公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電子情報処理組織による申請等） **第四条**　［略］ 2　［略］ 3　前二項の規定により申請等を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信し、又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十八条の二第六項の規定によるカード代替電磁的記録を送信しなければならない。ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等が当該申請等を行った者を確認するための措置を別に指定する場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。 ［一～三　略］ ［4・5　略］ （氏名等を明らかにする措置） **第十条**　法第六条第四項に規定する主務省令で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、第四条第一項第一号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって同条第三項各号に掲げるものと併せてこれを送信すること、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十八条の二第六項の規定によるカード代替電磁的記録を送信すること、又は第四条第三項ただし書に規定する措置を行うことをいう。 ［2・3　略］	（電子情報処理組織による申請等） **第四条**　［同上］ 2　［同上］ 3　前二項の規定により申請等を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等が当該申請等を行った者を確認するための措置を別に指定する場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。 ［一～三　同上］ ［4・5　同上］ （氏名等を明らかにする措置） **第十条**　法第六条第四項に規定する主務省令で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、第四条第一項第一号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって同条第三項各号に掲げるものと併せてこれを送信すること又は同項ただし書に規定する措置を行うことをいう。 ［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

法規的告示

○経済産業省告示第七十八号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年五月十四日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であって、次に掲げるもの（1、2又は4から9までの項に規定する貨物であって輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるもの又は1から5までの項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。） 1・2　（略） 3　本邦において開催された博覧会、展示会、見本市、映画祭その他これらに類するもの（4に掲げるものを除き、輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物にあっては、国際的な規模で開催された防衛装備に係る展示会に限る。）に外国から出品された貨物であって、当該博覧会等の終了後返送されるもの（輸出貿易管理令別表第四に掲げる地域（以下「特定地域」という。）以外の地域から輸入された貨物であって、特定地域を仕向地として返送されるものを除く。） 3の2　本邦において国際的な規模で開催されたスポーツ競技大会に参加するために持ち込まれた貨物（輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるものに限る。）であって、当該スポーツ競技大会の終了後返送されるもの（特定地域以外の地域から輸入された貨物であって、特定地域を仕向地として返送されるものを除く。） 4～10　（略） 二　（略）	一　無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であって、次に掲げるもの（1から9までの項に規定する貨物であって輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げるもの又は1から5までの項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。） 1・2　（略） 3　本邦において開催された博覧会、展示会、見本市、映画祭その他これらに類するもの（4に掲げるものを除く。）に外国から出品された貨物であって、当該博覧会等の終了後返送されるもの（輸出貿易管理令別表第四に掲げる地域（以下「特定地域」という。）以外の地域から輸入された貨物であって、特定地域を仕向地として返送されるものを除く。） （新設） 4～10　（略） 二　（略）

その他告示

○農林水産省告示第七百十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年五月十四日

農林水産大臣　江藤　拓

I　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Alpinia rugosa S.J. Chen & Z. Y. Chen	Crispy	Corm. Bak B.V. Dorpsstraat 11 B, 1566AA Assendelft, The Netherlands	第37802号 令和６年12月25日
Asparagus officinalis L.	生明交2号（いくめいこう）	学校法人明治大学 東京都千代田区神田駿河台一丁目１番地１、２	第37861号 令和７年１月30日
Berberis L.	Volcano	DARIUSZ KAPIAS ul. Debowa 20-A PL - 43-262 Radostowice, Poland	第37805号 令和６年12月26日
Calathea G. Mey.	STELLA	BIOSTOK INC 1807 Plymouth Sorrento Rd. Apopka, FL 32712, USA	第37628号 令和６年９月27日
Celosia L.	SAKCEL003	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第37817号 令和７年１月７日
Clematis L.	ミスター大樹（たいき）	有限会社はなせきぐち 群馬県前橋市北代田町497番地	第37755号 令和６年11月15日
Cotinus coggygria Scop.	Kolmagipur	Kolster Holding B.V. Rijneveld 122A, 2771XR Boskoop, The Netherlands	第37833号 令和７年１月16日
Dianthus caryophyllus L.	ボメロン	雪印種苗株式会社 北海道札幌市厚別区上野幌一条五丁目１番８号 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第37609号 令和６年９月19日

Euphorbia milii Des Moul.	Charlot	A/S KNUD JEPSEN Skanderborgvej 193, Norring, 8382 Hinnerup, Denmark	第37779号 令和６年11月29日
Fragaria L.	MYFRA048	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	第37787号 令和６年12月８日
Hordeum vulgare L.	カシマホープ	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第37826号 令和７年１月10日
Hydrangea L.	島アジ研-A02	合同会社Shimane Flower Lab 島根県出雲市矢野町225番地	第37836号 令和７年１月20日
〃	ふじい甘2号	藤井敏男 栃木県小山市犬塚３丁目22番地32	第37840号 令和７年１月22日
Iberis L.	Kolmasuvib	Kolster Holding B.V. Rijneveld 122A, 2771XR Boskoop, The Netherlands	第37827号 令和７年１月14日
Impatiens walleriana Hook. f.	Balglimslim	Ball Horticultural Company 622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA	第37841号 令和７年１月22日
〃	Balglimink	〃	第37842号 令和７年１月22日
Ipomoea batatas (L.) Lam.	ヨシタカ	根本孝夫 千葉県松戸市紙敷1095―５	第37676号 令和６年10月23日
〃	MYIPB058	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	第37835号 令和７年１月19日
〃	コガネタイガン	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第37838号 令和７年１月21日
〃	Hai-Saiすいーと	〃	第37888号 令和７年２月20日
Lentinula edodes (Berk.) Pegler	H251LE	株式会社北研 栃木県下都賀郡壬生町中央町13番１号 岩手県 岩手県盛岡市内丸10番１号	第37889号 令和７年２月21日
Limonium Mill.	HILSINGLOS	HilverdaFlorist B.V. Dwarsweg 15, 1424PL De Kwakel, The Netherlands	第37800号 令和６年12月25日
〃	HILSINMER	〃	第37801号 令和６年12月25日
Malus Mill.	岩手15号	岩手県 岩手県盛岡市内丸10番１号	第37858号 令和７年１月28日
Oncidium Group	シャイニースター	Wen-Hua Liu No.11, Zhukeng Ln., Beitun Dist., Taichung City 406052, Taiwan	第37166号 令和５年12月14日
Oryza sativa L.	白銀のひかり	岩手県 岩手県盛岡市内丸10番１号	第37717号 令和６年11月７日
x Petchoa J. M. H. Shaw	SAKPXC035	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第37811号 令和７年１月７日
〃	SAKPXC036	〃	第37812号 令和７年１月７日
〃	SAKPXC037	〃	第37813号 令和７年１月７日
〃	SAKPXC038	〃	第37814号 令和７年１月７日
〃	SAKPXC039	〃	第37815号 令和７年１月７日
〃	SAKPXC040	〃	第37816号 令和７年１月７日
〃	SAKPXC032	〃	第37818号 令和７年１月７日
Petunia Juss.	パナシェ　プルンニャ	髙橋昇 神奈川県平塚市田村１丁目２番地１号	第37882号 令和７年２月18日
Raphanus sativus L.	秋田いぶりむすめ	秋田県 秋田県秋田市山王四丁目１番１号	第37872号 令和７年２月５日
Rhodanthemum (Vogt) B. H. Wilcox et al.	クレールルビー	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田南二丁目１番１号	第37856号 令和７年１月28日

Rosa L.	Tanamachi R6Pink1	棚町満 福岡県三井郡大刀洗町大字山隈2720―２	第37847号 令和７年１月24日
〃	フリーデン	高橋弘 愛知県弥富市稲元十丁目31番地	第37870号 令和７年２月４日
Solanum L.	TNA219	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第37829号 令和７年１月15日
Triticum aestivum L.	春紬（はるつむぎ）	ホクレン農業協同組合連合会 北海道札幌市中央区北四条西１丁目３番地	第37860号 令和７年１月30日

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Asparagus officinalis L.	生明交2号（いくめいこう ごう）	学校法人明治大学 東京都千代田区神田駿河台一丁目１番地１、２	第37861号 令和７年１月30日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
Calathea G. Mey.	STELLA	BIOSTOK INC 1807 Plymouth Sorrento Rd, Apopka, FL 32712, USA	第37628号 令和６年９月27日	〃	〃
Celosia L.	SAKCEL003	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第37817号 令和７年１月７日	〃	〃
Dianthus caryophyllus L.	ポメロン	雪印種苗株式会社 北海道札幌市厚別区上野幌一条五丁目１番８号 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第37609号 令和６年９月19日	〃	〃
Fragaria L.	MYFRA048	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	第37787号 令和６年12月８日	〃	〃
Hordeum vulgare L.	カシマホープ	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第37826号 令和７年１月10日	〃	〃
Hydrangea L.	島アジ研（しま けん）-A02	合同会社Shimane Flower Lab 島根県出雲市矢野町225番地	第37836号 令和７年１月20日	〃	〃
Ipomoea batatas (L.) Lam.	MYIPB058	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	第37835号 令和７年１月19日	〃	〃
〃	コガネタイガン	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第37838号 令和７年１月21日	〃	〃
〃	Hai-Saiすいーと	〃	第37888号 令和７年２月20日	〃	〃
Lentinula edodes (Berk.) Pegler	H251LE	株式会社北研 栃木県下都賀郡壬生町中央町13番１号 岩手県 岩手県盛岡市内丸10番１号	第37889号 令和７年２月21日	〃	〃

Limonium Mill.	HILSINGLOS	HilverdaFlorist B.V. Dwarsweg 15, 1424PL De Kwakel, The Netherlands	第37800号 令和６年12月25日	〃	〃
〃	HILSINMER	〃	第37801号 令和６年12月25日	〃	〃
Malus Mill.	岩手15号	岩手県 岩手県盛岡市内丸10番１号	第37858号 令和７年１月28日	〃	〃
Oryza sativa L.	白銀のひかり	〃	第37717号 令和６年11月７日	〃	〃
x Petchoa J. M. H. Shaw	SAKPXC035	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号	第37811号 令和７年１月７日	〃	〃
〃	SAKPXC036	〃	第37812号 令和７年１月７日	〃	〃
〃	SAKPXC037	〃	第37813号 令和７年１月７日	〃	〃
〃	SAKPXC038	〃	第37814号 令和７年１月７日	〃	〃
〃	SAKPXC039	〃	第37815号 令和７年１月７日	〃	〃
〃	SAKPXC040	〃	第37816号 令和７年１月７日	〃	〃
〃	SAKPXC032	〃	第37818号 令和７年１月７日	〃	〃
Raphanus sativus L.	秋田いぶりむすめ	秋田県 秋田県秋田市山王四丁目１番１号	第37872号 令和７年２月５日	〃	〃
Rhodanthemum (Vogt) B. H. Wilcox et al.	クレールルビー	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田南二丁目１番１号	第37856号 令和７年１月28日	〃	〃
Rosa L.	Tanamachi R6Pink1	棚町満 福岡県三井郡大刀洗町大字山隈2720―２	第37847号 令和７年１月24日	〃	〃
〃	フリーデン	高橋弘 愛知県弥富市稲元十丁目31番地	第37870号 令和７年２月４日	〃	〃
Solanum L.	TNA219	タキイ種苗株式会社 京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地	第37829号 令和７年１月15日	〃	〃
Triticum aestivum L.	春紬	ホクレン農業協同組合連合会 北海道札幌市中央区北四条西１丁目３番地	第37860号 令和７年１月30日	〃	〃

Ⅲ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Hydrangea L.	島アジ研-A02	合同会社Shimane Flower Lab 島根県出雲市矢野町225番地	第37836号 令和７年１月20日	島根県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。
Malus Mill.	岩手15号	岩手県 岩手県盛岡市内丸10番１号	第37858号 令和７年１月28日	岩手県	〃

Oryza sativa L.	白銀（はくぎん）のひかり	〃	第37717号 令和６年11月７日	〃	〃
Raphanus sativus L.	秋田（あきた）いぶりむすめ	秋田県 秋田県秋田市山王四丁目１番１号	第37872号 令和７年２月５日	秋田県	〃
Rhodanthemum (Vogt) B. H. Wilcox et al.	クレールルビー	岐阜県 岐阜県岐阜市薮田南二丁目１番１号	第37856号 令和７年１月28日	岐阜県	〃
Rosa L.	Tanamachi R6Pink1	棚町満 福岡県三井郡大刀洗町大字山隈2720―２	第37847号 令和７年１月24日	福岡県三井郡大刀洗町	〃
Triticum aestivum L.	春紬（はるつむぎ）	ホクレン農業協同組合連合会 北海道札幌市中央区北四条西１丁目３番地	第37860号 令和７年１月30日	北海道	〃

○農林水産省告示第七百十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年四月九日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年五月十四日　　農林水産大臣　江藤　拓

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24962	〃ヤコカブリダニ剤	〃ヤコ・ワーカー	兵庫県神戸市灘区新在家南町一丁目２番１号　小泉製麻株式会社　取締役社長　小泉康史
24963	展着剤	〃ックスセーフ	北海道北広島市北の里27番地４　ホクサン株式会社　代表取締役社長　畠山直樹

○経済産業省告示第七十九号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次に掲げる者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年五月十四日　　経済産業大臣　武藤　容治

一　(一)　特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所
　つがるオフショアエナジー合同会社　青森県つがる市木造有楽町四十五番地の一
(二)　特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類
　発電事業
(三)　特定社会基盤事業者の指定をした日
　令和七年五月十三日

二　(一)　特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所
　ＥＦ１ｏｗ合同会社　大阪府大阪市中央区高麗橋三丁目一番六号
(二)　特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類
　特定卸供給事業
(三)　特定社会基盤事業者の指定をした日
　令和七年五月十三日

○国土交通省告示第三百七十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年五月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道17号改築工事（本庄道路・埼玉県児玉郡上里町大字金久保地内）及びこれに伴う町道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　埼玉県児玉郡上里町大字金久保地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「一般国道17号改築工事（本庄道路）及びこれに伴う町道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、埼玉県本庄市沼和田字観音堂地内から群馬県高崎市新町字町南地内までの延長7.0㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事及びこれに伴う町道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道17号改築工事（本庄道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条本文の規定に基づき本体事業を行うこととされており、また、関連事業の施行に際し必要な道路管理者の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道17号（以下「本路線」という。）は、東京都中央区を起点とし、新潟県新潟市に至る延長約465㎞の主要幹線道路である。

本路線が通過する埼玉県本庄市及び児玉郡上里町は、ねぎ、ブロッコリーなどの露地野菜やきゅうり等の施設野菜の生産が盛んな地域であり、収穫された農産物は、本路線等を利用して県内外へ出荷されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流等に広く利用されるとともに、本庄市及び上里町の既成市街地を通過し、周辺に店舗、住居等が存していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

令和３年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、児玉郡上里町勅使河原1807地内で26,814台／日であり、混雑度は1.62から1.85となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である埼玉県知事及び群馬県知事が、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づき、平成21年１月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、また、計画交通量の見直し及び上記の評価

以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和５年１月に、同法等に準じて任意で上記の評価の照査を実施している。それらの結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされているほか、騒音等については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準等を満足するなどとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ及びチュウヒ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＡ類として掲載されているカワコザラ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているイチモジヒメヨトウ、ギバチ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているミゾコウジュ、カワヂシャ等その他この分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が３か所存在するが、起業者は、今後、埼玉県教育委員会と協議の上、発掘調査を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第１級の規格に基づく４車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成21年２月10日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本庄市長を会長とする国道17号（本庄道路）建設促進期成同盟会等より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　埼玉県児玉郡上里町役場

○防衛省告示第百十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月十四日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年五月二十日（予備、同月十九日及び同月二十一日から同月二十四日）の〇六〇〇から一九〇〇まで

区域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月十四日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年五月二十日及び同月二十五日（予備、同月十九日、同月二十一日から同月二十四日及び同月二十六日から同月三十日）の毎日〇六〇〇から二一〇〇まで

区域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月十四日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年五月二十日及び同月二十五日（予備、同月十九日、同月二十一日から同月二十四日及び同月二十六日から同月三十日）の毎日〇七〇〇から二一〇〇まで

区域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦その他　自衛艦九隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月十四日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年五月二十日及び同月二十九日（予備、同月二十一日、同月二十二日及び同月三十日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒

(イ)　北緯三一度四七分一二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月十四日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年五月二十日（予備、同月二十一日及び同月二十二日）の〇六〇〇から二〇〇〇まで
区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒
実施艦　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月十四日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年五月二十日（予備、同月二十一日及び同月二十二日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三二度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三二度三七分五一秒　東経一三二度四八分一三秒
(カ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月十四日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年五月三十日（予備、同月三十一日及び同年六月一日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)と(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下、(ウ)と(ク)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下、(イ)と(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒
(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒
実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年五月十四日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年五月三十日（予備、同月三十一日及び同年六月一日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

質問書提出

五月十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現可能性に関する質問主意書（長友よしひろ提出）
リニア中央新幹線関東車両基地までの回送線旅客線化に関する質問主意書（長友よしひろ提出）
相模川水系道志川の維持流量に関する質問主意書（長友よしひろ提出）

質問書転送

五月十二日次の質問主意書を内閣に転送した。

障害年金の新規裁定における非該当件数の増大等に関する質問主意書
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する再質問主意書
NHK福岡放送局が制作・放映した番組における陸上自衛隊幹部候補生学校の教官が候補生たちに述べた沖縄戦についての発言に関する質問主意書
すべての職業の尊厳に対する政府の認識に関する再質問主意書
政務三役へのAI関連企業からの政治献金に関する質問主意書

議事日程

五月十三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十三号
令和七年五月十三日（火曜日）
午後一時開議
第一　電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
第三　日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
第四　日本学術会議法案（内閣提出）

参議院

議案付託

五月十二日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第一六号）
　外交防衛委員会に付託

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二五号）
森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案（閣法第三一号）
　農林水産委員会に付託

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第二号）
　国土交通委員会に付託

質問主意書転送

五月十二日次の質問主意書を内閣に転送した。

延命治療の実態の把握状況等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一一六号）

人事異動

法務省

（東京地方検察庁検事）検事　岩田　陽菜
（同）同　加藤　侑
（同）同　東郷　真英
（同）同　松木　涼馬
（同）同　松田　譲司

東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる（各通）
（同）同　鬼﨑　太智
（同）同　上穂木桜子
（同）同　小泉　開
（同）同　寺田　凱貴

横浜地方検察庁検事に配置換する（各通）
（同）同　淺田　麻衣
（同）同　筒井　一成
（同）同　長谷川えみ里
（同）同　古谷　智希

さいたま地方検察庁検事に配置換する（各通）
（同）同　大垣　直央
（同）同　渋谷　岬陽
（同）同　坂東　輝一
（同）同　宮西理沙子

千葉地方検察庁検事に配置換する（各通）
（同）同　濱本　祐樹
（同）同　青柳　純
（同）同　井上　瑛
（同）同　大内　一紗
（同）同　織田　祐花
（同）同　上條　大河
（同）同　国則　拓十
（同）同　久保　一輝
（同）同　久保　輝倖
（同）同　熊木　秀昂
（同）同　黒山龍之介
（同）同　佐藤　知徳
（同）同　佐野有里紗
（同）同　村主　太
（同）同　武井　祐樹
（同）同　筒井菜都美
（同）同　新見　隆介
（同）同　橋口　亮
（同）同　橋本　渚生
（同）同　皆川　茉結

大阪地方検察庁検事に配置換する（各通）
（同）同　須永　有貴
（同）同　筒井　翔吾
（同）同　平松　嗣実
（同）同　牧谷　晴矢

京都地方検察庁検事に配置換する（各通）
（同）同　安藤　竜太
（同）同　飯島　佑香
（同）同　石丸　皓登
（同）同　福永　達也

神戸地方検察庁検事に配置換する（各通）
（同）同　木田　紀枝
（同）同　木村隆一朗
（同）同　串田　拓也
（同）同　成田　宇輝
（同）同　野口　翔平
（同）同　萩原　一馬
（同）同　濱谷　綾花
（同）同　藤本　涼花

名古屋地方検察庁検事に配置換する（各通）
（同）同　石井　希
（同）同　小林　知博
（同）同　澤渡　大雅
（同）同　長濱　達矢
（同）同　真方　敬司
（同）同　森島　奈実
（同）同　横田　一馬
（同）同　和田　恵奈

福岡地方検察庁検事に配置換する（各通）（以上五月十日）
（藤沢区検察庁副検事）副検事　塚本　正道

横浜区検察庁副検事に配置換する
（横浜区検察庁副検事）同　黒澤　和雄

川崎区検察庁副検事に配置換する
（川崎区検察庁副検事）同　町田　治美

藤沢区検察庁副検事に配置換する（以上五月十二日）

最高裁判所

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　本多久美子

大阪家庭裁判所判事に補する
大阪家庭裁判所長を命ずる
奈良地方裁判所判事兼奈良家庭裁判所判事・奈良簡易裁判所判事　浜本　章子

大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する
那覇地方裁判所判事・那覇簡易裁判所判事　高松　宏之

奈良地方裁判所判事に補する
奈良地方裁判所長を命ずる
兼ねて奈良家庭裁判所判事に補する
奈良家庭裁判所長を命ずる
奈良簡易裁判所判事に補する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　柴田　義明

那覇地方裁判所判事に補する
那覇地方裁判所長を命ずる
那覇簡易裁判所判事に補する
那覇簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上四月二十二日）
判事補　朝日　涼子
同　石山　実季
同　井上　音々
同　上野　颯
同　大小田智暁
同　大胡　裕昭
同　川島　郁葉
同　栗原　健
同　小林　桜子
同　住友光太郎
同　鷹野　周平
同　中嶌　翔太
同　冨士川愛紗美
同　星川　竜儀
同　俣野　冬芽
同　松山　魁
同　室賀　一馬

東京地方裁判所判事補に補する（各通）
同　上坂　侑
同　田治百合恵
同　中村　潤

横浜地方裁判所判事補に補する（各通）
同　植村そらの
同　佐々木光弘
同　平田　裕人

さいたま地方裁判所判事補に補する（各通）
同　井坂　志穂
同　原口　在光

千葉地方裁判所判事補に補する（各通）
同　加藤　陽大

水戸地方裁判所判事補に補する
同　大西　立

静岡地方裁判所判事補に補する
同　篠崎　未裕

甲府地方裁判所判事補に補する
同　木村ゆりな

長野地方裁判所判事補に補する
同　横田　知子

新潟地方裁判所判事補に補する
同　大川　未来
同　加賀　潮美
同　川崎　陽
同　須田　翔太
同　善元　貴大

大阪地方裁判所判事補に補する（各通）
同　栗田　陽介

同　稲垣　梨花
同　林　萌百

京都地方裁判所判事補に補する（各通）
同　影山　はな
同　曽田　博紀
同　山谷奈々緒

神戸地方裁判所判事補に補する（各通）
同　米田　京花

奈良地方裁判所判事補に補する
同　爲金まりえ

大津地方裁判所判事補に補する（各通）
同　山下　大智

和歌山地方裁判所判事補に補する
同　木ノ元一輝

富山地方裁判所判事補に補する
同　佐竹　優哉
同　岡本　歌純

名古屋地方裁判所判事補に補する（各通）
同　三輪　千紘
同　田丸　冬尉

金沢地方裁判所判事補に補する
同　谷津賢太郎

広島地方裁判所判事補に補する（各通）
同　水野　太郎
同　古関　大樹
同　中本　裕子
同　前田　佳秀
同　水成　俊介

同　坂下　翔哉
山口地方裁判所判事補に補する
同　吉村　俊昭
岡山地方裁判所判事補に補する（各通）
同　加藤　大智
同　榊原まどか
同　高橋　聡
同　鶴崎　涼花
福岡地方裁判所判事補に補する（各通）
同　有水　志帆
佐賀地方裁判所判事補に補する
同　井上　裕貴
長崎地方裁判所判事補に補する
同　北平　将
大分地方裁判所判事補に補する
同　溝口　淳弥
熊本地方裁判所判事補に補する
同　小泉　直樹
鹿児島地方裁判所判事補に補する（各通）
同　水田菜々実
宮崎地方裁判所判事補に補する（各通）
同　薄井　孝
福島地方裁判所判事補に補する
黒岩美千華
山形地方裁判所判事補に補する
柏田　芳樹
青森地方裁判所判事補に補する
同　河村　龍
札幌地方裁判所判事補に補する（各通）
竹内　柊湖
旭川地方裁判所判事補に補する
高橋かれん
徳島地方裁判所判事補に補する
大西　裕紀
高知地方裁判所判事補に補する
同　兵多　俊輝
松山地方裁判所判事補に補する（各通）（以上四月二十四日）

○定年退官

判事西川知一郎は四月二十一日限り定年退官

皇室事項

大綬章等勲章親授式

五月九日午前十時三十分、宮中において、大綬章等勲章親授式を行われ、大鳥理森及び**菅直人**に桐花大綬章を、江崎鐵磨、武藤勝彦、奥野信亮、荒井正吾、甘利明、金田勝年、櫻田義孝、松本純、中村**邦晴**、山口厚、山田啓二、長嶺安政、ソパラ・チア、トーマス・バッハ、ホルヘ・カルロス・ラミレス・マリン、ラデン・モハマド・マルティ・ムリアナ・ナタレガワ及びアンヒュー・ジョージ・ウイリアム・パーソンズに旭日大綬章を授与された。

御祝電

天皇陛下は、ナミビア大統領ネムウンボ・ナンディ＝ンダイトワ閣下の大統領就任につき、五月八日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

令和７年５月14日

農林水産大臣　江藤　拓

古平地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

(1) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案

(2) 縦覧の期間　令和７年５月14日から令和７年６月３日まで

(3) 縦覧の場所　水産庁ホームページ
https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/juuran_gyoko.html

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第４項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

令和７年５月14日

農林水産大臣　江藤　拓

1　東浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

(2) 縦覧の期間　令和７年５月14日から令和７年６月３日まで

(3) 縦覧の場所　水産庁ホームページ
https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/juuran_gyoko.html

2　江良地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

(2) 縦覧の期間　令和７年５月14日から令和７年６月３日まで

(3) 縦覧の場所　水産庁ホームページ
https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/juuran_gyoko.html

3　様似地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更

(1) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条第５項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の変更の案

(2) 縦覧の期間　令和７年５月14日から令和７年６月３日まで

(3) 縦覧の場所　水産庁ホームページ
https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/juuran_gyoko.html

登録講習機関を登録した件

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十二条の三第一項の規定により登録講習機関を登録したので、同法第二十二条の三第二項において準用する第十条の二十五第一項の規定により公示する。

令和七年五月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　名称　株式会社GakkenLX
二　住所及び講習事務所の所在地　東京都品川区西五反田２―11―８　学研ビル
三　代表者の氏名　岩藤　匡史
四　登録の区分　一級建築士定期講習　二級建築士定期講習
五　役員の氏名　代表取締役　岩藤　匡史
取締役　小早川　仁
取締役　宮田　晃
取締役　土屋　徹
取締役　木島　麻子
監査役　吉村　大輔
六　登録年月日　令和七年四月九日
七　登録番号　一級建築士定期講習　第十二号
二級建築士定期講習　第十一号

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十条第一項第一号による基本調査を行って地図及び簿冊を作成したので、同法第十七条第一項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和七年五月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　地図及び簿冊の名称
　令和六年度効率的手法導入推進基本調査図原図案及び令和六年度効率的手法導入推進基本調査簿案
二　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　群馬県渋川市、京都府八幡市、熊本県菊池市のそれぞれ一部
三　閲覧期間　公告の日から二十日間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条に規定する行政機関の休日を除く。）
四　閲覧時間　閲覧期間中毎日の午前十時から午後五時まで
五　閲覧場所　次表のとおり

第一項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域	閲覧場所
群馬県渋川市、京都府八幡市、熊本県菊池市	東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 国土交通省政策統括官付地理空間情報課内 電話　〇三（五二五三）八三八三

六　閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、右記の閲覧期間内に、国土交通大臣に対し、訂正の申出をすることができる。
七　誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

国土調査の実施に関する公示

　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、令和七年度における国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。
　令和七年五月十四日
　　国土地理院長　山本　悟司

一、事業（基準点測量）実施計画を定めた年月日
　令和七年四月二十五日
二、調査を実施する者の名称　国土地理院
三、調査地域

北海道　二海郡　八雲町
岩手県　盛岡市
栃木県　芳賀郡　益子町
群馬県　吾妻郡　中之条町
富山県　魚津市
岐阜県　高山市
岐阜県　恵那市
岐阜県　飛騨市
鳥取県　鳥取市
鳥取県　岩美郡　岩美町
鳥取県　東伯郡　湯梨浜町
愛媛県　四国中央市
高知県　高岡郡　四万十町
福岡県　宮若市
長崎県　大村市
宮崎県　日南市
宮崎県　えびの市
鹿児島県　鹿屋市
鹿児島県　肝属郡　肝付町

四、調査期間　令和七年五月十四日から令和八年三月三十一日

公　告

諸　事　項

観光施設財団

山梨県富士吉田市上吉田二丁目５番１号**富士急行株式会社**の山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597番地４富士急ハイランドについてのＺＯＫＫＯＮ、ＺＯＫＫＯＮ植栽・傾斜地溶岩石積みを追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年５月14日

甲府地方法務局吉田出張所

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月14日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

１　処分をした年月日　令和７年４月15日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　北陸電話工事株式会社　天野　博史　石川県金沢市米泉町10―１―153　国土交通大臣許可（般―４）第1370号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年４月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

監督命令

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

			給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
		給与所得者等再生による再生手続開始	
	小規模個人再生による再生計画不認可		
			給与所得者等再生による再生計画認可
	小規模個人再生による再生手続廃止		

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年四月二十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は令和七年四月十四日付、官報（号外第八十三号）甲は四十三頁、乙は四十一頁に、それぞれ掲載しております。

令和七年五月十四日

札幌市白石区米里二条二丁目三番二一号

（甲）株式会社札幌工業検査

代表取締役　兼平　一行

札幌市白石区米里二条二丁目三番二一号

（乙）アイコンサルタント株式会社

代表取締役　兼平　宗昇

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二十日です。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十四日

埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目三九番地一六第五大雄ビル六Ｂ

（甲）合同会社ＭＡＨ

代表社員　井上　隆史

茨城県つくば市花畑三丁目二四番地一Ｙ

Ｓ－Ｉ一〇二号　（乙）合同会社ＮＩＮＥ

代表社員　奥田　浩介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十月二日

掲載頁　九頁

令和七年五月十四日

東京都中野区本町一丁目三二番二号

（甲）株式会社イード

代表取締役　宮川　洋

東京都中野区本町一丁目三二番二号

（乙）マイケル株式会社

代表取締役　姜　圭司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、乙の臨時株主総会の承認決議は令和七年五月十二日に終了しており、甲の臨時株主総会の承認決議は令和七年五月十四日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.ichinen.co.jp/

（乙）https://www.ichinenhd.co.jp/nomura/

令和七年五月十四日

大阪市淀川区西中島四丁目一〇番六号

（甲）株式会社イチネン

代表取締役　黒田　勝彦

大阪市淀川区西中島四丁目一〇番六号

（乙）野村オートリース株式会社

代表取締役　成田　雅彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ウェブライトとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十四日

福島県福島市三河南町一番二〇号コラッセ福島

合同会社ウェブライト

社員　中元　裕一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十四日

茨城県水戸市堀町字高野下一三七二番地の三

合資会社髙橋和俊商店

代表社員　髙橋　和俊

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十四日

東京都渋谷区本町三丁目五番二号メイクスデザイン渋谷本町七〇二　合同会社ＨａＤ

代表社員　市川　直樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月十八日であり、組織変更後の商号は株式会社みどり自動車学校とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十四日

新潟県上越市大字三田新田四五三番地

合資会社みどり自動車学校

代表社員　木原　信行

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、貸借対照表は主たる事務所に据え置いてあります。

令和七年五月十四日

兵庫県養父市三谷一三九番地の一

養父三谷生産森林組合

代表理事　山崎　節男

効力発生日変更公告

当社は、令和七年五月十五日予定の組織変更の効力発生日を令和七年七月七日に変更いたしましたので公告します。

令和七年五月十四日

大阪市北区豊崎三丁目一八番三号ザ・ファインタワー梅田豊崎三一〇七号

合同会社ＨＩＲＯ

代表社員　木村　浩崇

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万円減少し九千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表は次のとおり公告しています。

https://www.denshikessankoukoku.com/document2/tht.html

令和七年五月十四日

東京都八王子市子安町三丁目六番七号

株式会社ＴＨＴマネジメント

代表取締役　室舘　勲

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千九百九十九万五千六百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://bravesoft.co.jp/publicnotice/

令和七年五月十四日

東京都港区芝四丁目一三番二号

ｂｒａｖｅｓｏｆｔ株式会社

代表取締役　菅澤　英司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十万円減少し二百四十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十四日

静岡市清水区春日二丁目五番一二号

合同会社清水電気引込工事センター

代表社員　有限会社海生電気

職務執行者　海野　久生

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円、資本準備金の額を五千万円減少し、それぞれ五千万円、四億七千九百二万六千二百九十一円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年四月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月二十五日

掲載頁　三十七頁（号外第六十三号）

令和七年五月十四日

東京都港区港南一丁目六番三四号品川イーストニ階

株式会社フーモア

代表取締役　芝辻　幹也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を五十四億二千二百三十七万八百九十二円、資本準備金の額を五十五億一千二百三十七万八百九十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月十四日

東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号

株式会社カオナビ

代表取締役　佐藤　寛之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千三百万円、資本準備金の額を五千万円、減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月十四日

愛知県稲沢市祖父江町桜方笹原六一番地二

有限会社ととるくらぶ

代表取締役　髙島　満

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年五月三十日を基準日と定め、令和七年一月末日二十四時現在の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、基準日から三箇月以内に開催予定の第五十三期定時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年五月十四日

東京都台東区入谷二丁目三三番七号

株式会社マルホン

代表取締役　鈴木　薫

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年五月二十九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年六月二十日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年五月十四日

京都府久世郡久御山町下津屋富ノ城四六番地

株式会社阪村機械製作所

代表取締役　小林　純

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十四日

仙台市若林区卸町四丁目三番地の一

株式会社天洋

代表取締役　佐藤　満征

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十四日

仙台市若林区卸町四丁目八番地の一二

株式会社仙都シーフーズ

代表取締役　本間　功二

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十四日

茨城県常総市内守谷町四三八二番地四

日本エクシード株式会社

代表取締役　大橋　陽介

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十四日

東京都中央区築地二丁目三番四号

杜陵印刷株式会社

代表取締役　大野　志郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十四日

東京都杉並区高円寺北二丁目三一番七号

スタイリッシュコート一―B

株式会社高木製材所

代表取締役　髙木　英男

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年一月十日付官報の号外第五号一二四頁に掲載されています。

令和七年五月十四日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｌｕｍｉｎａ特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年一月二十日付官報の号外第十号五十六頁に掲載されています。

令和七年五月十四日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｌｕｍｉｎａ Ⅱ特定目的会社

取締役　長尾　誠

債権申出の公告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、令和七年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目五二〇―一

株式会社ゴードー確定給付企業年金

清算人　畑中　伸一

債権申出の催告（第二回）

当基金は、代議員会における代議員の議決により解散したので、当基金に債権を有する者は、公告第一回掲載（令和七年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十四日

埼玉県入間郡三芳町竹間沢二八三―一

Ｔ＆Ｋ　ＴＯＫＡグループ勤労者財産形成基金

清算人　関根　秀明

正誤

ページ	段	行	誤	正
一八			⑥から⑩まで	⑥から⑩まで
〃			第四条改正後欄終りから四	改正前欄二
〃			⑦から⑩まで	⑦から⑩まで

令和七年三月三十一日（号外第七十一号）国土交通省告示第二百四十七号（枠組壁工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件及びＣＬＴパネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
九五四			改正後欄終りから一六	〇・四
〃			〇・四	一・〇
〃			一四	一・三
〃			〇・五	一・六
〃			〇・五五	一・八

令和七年四月二十四日官庁報告欄法務省告示配第十号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
九四	一二		愛知県西条市	愛媛県西条市

一〇ページ二段終りから五行目から三行目までを削除する。